

別紙08 必要諸室及び仕様（消防署）

	必要諸室				使用目的	動線・配置計画に関する留意事項 注：用語の定義 隣接/室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。 近接/容易に室同士を行き来することが出来ること。	その他特記事項 (室の使い方等)
	課名	名称	室面積	人数			
総合庁舎 消防署	消防車庫 防火衣収納庫				<ul style="list-style-type: none"> <li>災害活動等で使用する消防車両等の駐車場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北側道路に面する位置に配置すること</li> <li>前面道路と車庫との間に車両が転回できる空地スペースを設けること</li> <li>車両と内壁間は、有効約2m程度あけること</li> </ul>	駐車車両は11台としの種別は以下の通り ・ 救急車(1.9m×5.4m) ・ 予備救急車(1.35m×3.2m) ・ ミニ消防車 ・ 指揮車(1.65m×4.8m) ・ 広報車(1.65m×4.8m) ・ はしご車(2.35m×10.1m) ・ 司令車(1.65m×4.7m) ・ 危険物連絡車(1.65m×4.5m) ・ 査察車(1.65m×4.5m) ・ 第1消防車(1.9m×5.6m) ・ 第2消防車(1.9m×7.0m) ・ 車庫の高さは、梁下で5m以上確保し、梁下には照明及び配管等を設置しないこと ・ 防犯、ほこり、耐寒性を考慮するため前面道路に面する部分は電動オーバーヘッドドアを設けること。その他はシャッター等も可能 ・ オーバーヘッドドアは365日24時間のメンテナンス対応可能なメーカー製であること ・ 防火衣収納庫(85名分)を設けること ・ 車庫全体の排気ガスを容易かつ効果的に排気できる構造とし、適切な換気装置を設置すること(車両毎の排気装置とはしない)
	機材庫	30			<ul style="list-style-type: none"> <li>機材を保管する部屋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防車庫内に設けること</li> <li>消防車庫内から利用できるようにすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機材庫上部スペースの有効利用のため、搬出入用のホイストレール及びホイストを設置する。</li> </ul>
	装備品格納庫	15			<ul style="list-style-type: none"> <li>車両装備品、救助資機材等を保管する部屋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防車庫内に設けること</li> <li>消防車庫内から利用できるようにすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>棚は、ある程度の重量にも耐えられる仕様のもので</li> <li>棚は、壁3面に設け、奥行900mmとする。</li> </ul>
	消毒室	20			<ul style="list-style-type: none"> <li>救急活動における搬送者等からの感染防止を図るための部屋</li> <li>受付窓口</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両の移動を行わず使用できること</li> <li>車庫及び外部にも直接出入りできる入口を設け、ストレッチャーでの出入ができること。 【別紙31 磯子消防署事例写真】参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出入りのドアは直接手で触れなくても容易に開閉できること</li> </ul>
	通信指令室 (通信室)	15			<ul style="list-style-type: none"> <li>災害等覚知、車両管理等の業務する部屋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車庫の出動の様子を監視できる位置に設けること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受付用の小窓及び記載台を設置する 【別紙26 磯子消防署通信室機器一覧表】参照 【別紙27 システム構成略図】参照 【別紙28 瀬谷区消防署指令用機器一覧表】参照 【別紙30 磯子消防署平面図】参照</li> </ul>
	通信機器室 (通信機械室)	20			<ul style="list-style-type: none"> <li>通信機器の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信指令室に近接すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MDF設置 電話交換機設備とする。 【別紙26 磯子消防署通信室機器一覧表】参照 【別紙27 システム構成略図】参照 【別紙28 瀬谷区消防署指令用機器一覧表】参照 【別紙30 磯子消防署平面図】参照</li> </ul>

別紙08 必要諸室及び仕様（消防署）

課名	名称	木工事						電気						空調			衛生					その他・設備特記事項	備考		
		（ブラインド付）	カーテンレール	防音・遮音性能	吸音仕様	可動間仕切	網戸	電話端子	テレビ受信設備	LAN配管	AV機器	OAフロア・二重床	表示盤		スピーカー	空調（冷暖房）	厕所排気換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	特殊排水			ガス	電気温水器（項目削除）
													部隊表示盤	在籍表示盤											
総合庁舎 消防署	消防車庫 防火衣収納庫							○								○								・ グレーチング（車庫前面に左右それぞれ1箇所） ・ オーバーヘッドドア（リモコン付き） ・ ホイスト ・ ホイストレール【別紙31 磯子消防署事例写真】参照 ・ 排気ガス換気装置 ・ 電光掲示板 ・ 赤色回転灯	
	機材庫	○					○									○									
	装備品格納庫		○				○									○						○		・ 防水・防菌床仕様 ・ 2層シンク ・ エアジェット 給湯（シャワーヘッド付）	
	消毒室	○	○				○	○						○		○	○	○	○	○	○	○		・ 防水・防菌床仕様 ・ 給湯設備はシャワーヘッド付とする。 ・ 緊急時用シャワー、洗眼水洗 ・ 2層式シンク	
	通信指令室 （通信室）	○					○	○		○				○	個別 （機械冷却）	○									
通信機器室 （通信機械室）	○					○			○					個別	○									操作カウンター 個別空調は、24時間連続運転	

別紙08 必要諸室及び仕様（消防署）

総合庁舎	消防署	必要諸室				使用目的	動線・配置計画に関する留意事項 注：用語の定義 隣接／室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。 近接／容易に室同士を行き来することが出来ること。	その他特記事項 (室の使い方等)
		課名	名称	室面積	人数			
			事情聴取室	30	15人 ×2室	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害等に関する情報を関係者から聴取するための部屋</li> <li>プライバシーに配慮すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用者が周囲から目立ちにくい場所に入出口を設置すること</li> <li>消防事務室に近接すること</li> <li>事務所から他の出入口を設ける等、プライバシーに配慮すること。</li> </ul>	
			消防事務室	350	65人	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般事務室機能</li> <li>会議室的機能</li> <li>災害出場に配慮した機能</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>OAフロアとすること</li> </ul>
			署長室	30	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防署長が執務する部屋</li> <li>事務室に隣接すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務室に隣接すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洗面所、壁付簡易ベットを設置すること</li> <li>内装は応接室機能に考慮したものとすること</li> <li>応接セット5人分を設置できるスペースを確保</li> </ul>
			湯沸室					
			会議室	60	30人	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種会議、講習会等を実施する部屋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出動動線と交差しないようにすること。</li> <li>外から分かりやすい位置に配置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長机、いす等の収納庫を設けること</li> <li>白板、スクリーン、音響装置等を設けること</li> </ul>
			訓練室	170		<ul style="list-style-type: none"> <li>消防職員が災害活動に従事するうえで必要な体力及び技術の練成並びに向上させるための訓練を実施する部屋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>階高6m程度確保</li> <li>地域開放による一般市民と職員との動線が交差しないように配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練するうえで容易に破損しない内部構造とし、弾力性かつ安全性を考慮すること</li> <li>バトミントンのコートを整備すること</li> <li>照明器具は、昇降式の水銀灯を設置すること</li> <li>訓練等から発生する騒音(防音)対策を考慮すること</li> <li>通気の必要性を除き、開口部は最小限とすること</li> <li>市民開放時に使用する下駄箱(約90人分)を設置</li> <li>床はフローリング(体育館仕様)とすること</li> </ul>
			器具庫	50		<ul style="list-style-type: none"> <li>器具庫、筋カトレーニング室に分ける</li> <li>訓練用具、パイプ椅子を保管する倉庫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練室と一体となる部屋とすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品保管の棚を設けること</li> </ul>
			トレーニングスペース	30		<ul style="list-style-type: none"> <li>筋カトレーニングをするスペース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訓練室と一体とする部屋とし、訓練室側から内部を確認できること</li> <li>【別紙31 磯子消防署事例写真】参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トレーニング機器を設置する。</li> </ul>
			倉庫	60		<ul style="list-style-type: none"> <li>防災指導用具、備蓄品、危険物等を保管する部屋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部からの搬入に配慮すること。</li> <li>地下に配置も可能とする。</li> </ul>	
			文書室	65		<ul style="list-style-type: none"> <li>コピー機、印刷機、ファックス、メールボックスを配置するための部屋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防事務室に隣接すること</li> </ul>	
			書庫	30		<ul style="list-style-type: none"> <li>保存文書、査察台帳等を保管する部屋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務室に近接して配置すること</li> <li>地下に配する場合、消防事務室からの動線の短縮に配慮すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可動式書架(W900×D300×H1800×30台)を収納できるようにすること</li> </ul>
			厨房	15		<ul style="list-style-type: none"> <li>職員が食事を作る部屋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食堂と一体的な構成とすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>床は防水施工とすること</li> <li>約20人分の食事が一度に作れる規模・設備を配置すること。</li> </ul>

別紙08 必要諸室及び仕様（消防署）

課名	名称	本工學					電気							空調		衛生						その他・設備特記事項	備考													
		（ブラインド付）	カーテンレール	防音・遮音性能	吸音仕様	可動間仕切	網戸	電話端子	テレビ受信設備	LAN配管	AV機器	OAフロア・二重床	表示盤		スピーカー	空調（冷暖房）	局所排気換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	特殊排水			ガス	電気温水器（項目削除）											
													部隊表示盤	在籍表示盤																						
総合庁舎 消防署	事情聴取室	○		○			○	○	○						○	個別	○																			
	消防事務室	○					○	○	○	○		○	○	○	○	個別	○																	・ インターホン ・ ビクチャーレール		
	署長室	○					○	○	○	○		○	○	○	○	個別	○	○	○	○														・ 在籍表示板 ・ 洗面台		
	湯沸室	○					○								○		○	○							△								・ 流し台 ・ 吊棚			
	会議室	○					○	○	○	○	○				○	個別	○																	・ スクリーン ・ 音響装置		
	訓練室	○			○		○	○							○		○	○																訓練用アンカー 丸環（荷重1t程度） バドミントン用床金具 ラインマーク つり縄（移動式） 水銀灯（昇降式）		
	器具庫	○					○										○																			
	トレーニングスペース	○					○	○									○																			
	倉庫	○					○								○		○																			
	文書室	○					○	○							○																					
書庫	○					○																														
厨房	○					○								○	個別スポット冷房	○	○	○	○	○	○	○	○											・ 局所排気換気は、グリースフィルター付きとする。 ・ グリーストラップ付排水とする。 ・ 業務用厨房設備 ・ グリースフィルター付換気扇		

別紙08 必要諸室及び仕様（消防署）

総合庁舎	消防署	必要諸室				使用目的	動線・配置計画に関する留意事項 注：用語の定義 隣接/室同士を隣り合わせ、直接の出入口を設けること。 近接/容易に室同士を行き来することが出来ること。	その他特記事項 (室の使い方等)
		課名	名称	室面積	人数			
			食堂	50		・職員が食事を取る、また、休憩所の機能を兼ねた部屋 【別紙31 磯子消防署事例写真】参照	・厨房と一体的な構成とすること ・食堂・休憩室と隣接すること	・手洗い専用栓を設置すること ・フローリング床一部設け、置き畳などを設置して休憩できるようにすること。
			ロッカー・更衣室(男)	30	80人	・職員が更衣をする部屋 【別紙31 磯子消防署事例写真】参照	・消防寝室(男子)と隣接すること【別紙31 磯子消防署事例写真】参照	・ロッカーを80個設置
			ロッカー・更衣室(女)	10	10人	・職員が更衣をする部屋 【別紙31 磯子消防署事例写真】参照	・消防寝室(女子)と隣接すること【別紙31 磯子消防署事例写真】参照	・ロッカーを10個設置
			休憩室(男)	30		・職員が休憩をする部屋		・和室(畳敷き、10畳程度) 押入れを設置(座布団収納) ・10人程度宿泊できるスペースを確保すること。
			休憩室(女)	10		・職員が休憩をする部屋		・和室(畳敷き、6畳程度) 押入れを設置(座布団収納) ・2~3人程度宿泊できるスペースを確保すること。
			消防寝室(男子)	150	25人 ベッド数	・職員(消防男子)が仮眠を取る部屋	・車庫に達する動線は安全かつ短時間で到達できるものとする ・ロッカー・更衣室(男子)と隣接すること。	・原則個室タイプとする(面積が取れない場合は3方区画) ・扉は開閉時音がしないものを採用すること
			消防寝室(女子)	10	2人 ベッド数	・職員(消防女子)が仮眠を取る部屋	・車庫に達する動線は安全かつ短時間で到達できるものとする ・ロッカー・更衣室(女子)と隣接すること。	・救急寝室(女子)と兼用可
			救急寝室(男子)	25	4人 ベッド数	・職員(救急男子)が仮眠を取る部屋	・車庫に達する動線は安全かつ短時間で到達できるものとする ・ロッカー・更衣室(男子)と隣接すること。	
			救急寝室(女子)	20	1人 ベッド数	・職員(救急女子)が仮眠を取る部屋	・車庫に達する動線は安全かつ短時間で到達できるものとする ・ロッカー・更衣室(女子)と隣接すること。	・消防寝室(女子)と兼用可
	その他		洗面室・脱衣室・浴室(男子)	45		・職員の洗濯、洗面、浴室をする部屋		・浴室の浴槽とシャワーを別系統に分けること
			洗面室・脱衣室・浴室(女子)	20		・職員の洗濯、洗面、浴室をする部屋 ・女子便所を設ける		・浴室の浴槽とシャワーを別系統に分けること
			トイレ			・男子用とする。(女子便所は、洗面室・脱衣室・浴室(女子)内に設ける)	・各階ごとに設置すること ・身体障害者用便所を設置すること	・清掃が容易にできる内装とすること ・節水型を採用すること
			エントランス			・消防署の入口 ・展示コーナーを兼ねる	・通信指令室(受付)と隣接	
			前面空地			・前面道路と車庫の間の車両展開スペース ・ホースを洗う		・ワイヤーを用いたハンガー式で30本程度ホースをつるすことができること ・可能であればホースタワーに訓練機能を設けること ・歩道に面さないこと。 ・ホースタワーを設置する ・ホース洗い場(3m×15m)を設ける ・はしご車が転回できるスペースを確保すること。 ・車両を洗うことができるように排水設備を設ける。

別紙08 必要諸室及び仕様（消防署）

課名	名称	本工學						電気						表示盤		空調		衛生						その他・設備特記事項	備考											
		（ブラインド） （BOX付）	カーテンレール	防音・遮音性能	吸音仕様	可動間仕切	網戸	電話端子	テレビ受信設備	LAN配管	AV機器	OAフロア・二重床	表示盤		スピーカ	空調（冷暖房）	局所排気換気	給水設備	給湯設備	手洗い台	特殊排水	ガス	電気温水器（項目削除）													
													部隊表示盤	在籍表示盤																						
総合庁舎 消防署	食堂	○					○	○	○				○	○	○	個別	○	○	○	○																
	ロッカー・更衣室(男)	○	○				○	○						○	○		○																			
	ロッカー更衣室(女)	○	○				○	○						○	○		○																・和室仕様とする。			
	休憩室(男)						○		○					○	○	個別	○																・和室仕様とする。			
	休憩室(女)						○		○					○	○	個別	○																			
	消防寝室(男子)	○	○				○	○						○	○	個別	○	○	○	○														ユニットシャワー		
	消防寝室(女子)	○	○				○	○						○	○	個別	○	○	○	○														ユニットシャワー		
	救急寝室(男子)	○	○				○	○						○	○	個別	○	○	○	○															トイレ、ユニットシャワー	
	救急寝室(女子)	○	○				○	○						○	○	個別	○	○	○	○															トイレ、ユニットシャワー	
	洗面室・脱衣室・浴室(男子)	○					○								○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							洗面台 5 シャワー・水栓 3 浴槽(2人同時に入れる程度の大きさとする) 給水・給湯、各2個		
	洗面室・脱衣室・浴室(女子)	○					○								○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							ユニットバス 洗面台 1		
	トイレ																○	○	○	○																
	エントランス	○					○								○																				ピクチャーレール	
前面空地																	○																	給排水設備 ホースタワー		